

コロナ禍における特別な配慮を必要とする子どもへの支援

—Web 会議システムを活用した保育者との協働による取組みの検討—

吉川 寿美 那須 信樹

Support for Children with Special Needs in the COVID-19 Pandemic —Examination of Collaborative Efforts with Childcare Workers Using the Web Conference System—

Kazumi Kikkawa Nobuki Nasu

1. 問題と目的

近年、保育現場においては、障害のある子どもだけでなく、特別な配慮を必要とする子どもの存在がクローズアップされ、その保育の在り方の検討が重ねられている。

全国保育協議会（2016）の調査では、障害児保育を実施している施設のうち、79.4%の施設が障害児保育対象以外で特別な支援が必要な子どもが「いる」と回答している。また、日本保育協会（2017）では、保育所における障害児やいわゆる「気になる子」等の受入れ実態、その支援の内容等についての調査を実施している。それによると「気になる子（障害の診断は受けていないが、障害の疑いが感じられる子どもや保育上の支援を要する子ども）は、回答保育所全体の9割以上（92.7%）の保育所で受け入れていることが明らかとされている。このように、発達上特別な配慮が必要な子どもは、「気になる子」であると同時に、幼稚園や保育所等の集団生活の場での保育者の気づきをきっかけとして支援が始まるのが少なくない。

平成30年に公示された保育所保育指針解説には、『障害など特別な配慮を必要とする子どもの保育を指導計画に位置付けることが求められる。』、幼稚園教育要領解説には、第5節 特別な配慮を必要とする幼児への指導において『障害のある幼児のみならず、教育上特別な支援を必要とする幼児が在籍している可能性があることを前提に、全ての教職員が特別支援教育の目的や意義について十分に理解することが不可欠である。』、『障害の種類や程度を的確に把握した上で、障害のある幼児などの「困難さ」に対する「指導上の工夫の意図」を

理解し、個に応じた様々な「手立て」を検討し、指導に当たっていく必要がある。』と記載されている。

また、笹森・後上・久保山・小林・廣瀬・澤田・藤井（2010）は、『幼児期は、ことばの発達をはじめとしたコミュニケーション能力、対人関係や社会性の育ち、様々な認知機能の習得等、学校における学習や集団生活、その後の自立や社会参加の基盤を形成する時期である。この時期に適切な支援を受けられないと、就学後の学習面や生活面に様々な困難を抱えることが多くなり、また情緒不安や不適応行動等の二次障害が生じてしまうこともある』と指摘している。

このように、保育実践の場における特別な配慮が必要な子どもの存在に気づくこと、そしてそのような子どもへの支援の重要性が求められている。一方で、保育実践の場では、対応に苦慮している実態も浮かがる。久保山・齊藤・西牧・當島・藤井・滝川（2009）は、特に5歳児において保育者が「集団での活動における課題」を多く挙げており、個への支援と並行して学級全体の運営を行うことを保育上の課題としていることを指摘している。また、支援方法として、久保山ら（2009）の調査では、「保育上の工夫」や「友だちづくり・関係調整」、「活動の設定」といった質的な工夫ある支援は少なく、日常的な保育として、個に対する声かけや注意などを繰り返すなど量的な支援が多いとしている。また、日本保育協会（2017）の調査では、「気になる子」に対しての支援については、「大変気になる」で23.0%、「やや気になる」では、9割以上で実施されておらず、気になりつつも様子を見ているという実態も明らかとされている。

そのような子どもを保育する保育実践の場を支える手立てとして、「巡回相談」がある。巡回相談とは、心理士等の『「専門家」とされる者が、ある地域内の幼稚園・保育所あるいは学校を巡回して、在籍する幼児児童生徒のうち特別の配慮を必要とする子どもに関して、担当する教諭・保育者等と相談を行う』（片岡・2016）ものであり、公的なものとしては、都道府県の地域生活支援事業である「障害児等療育支援事業」や児童福祉法に位置付けられている「保育所等訪問支援」などがある。また、大阪府で取り組まれているキンダーカウンセリング事業¹といった自治体独自のものもある。

巡回相談等、専門機関へ保育者が期待することとして、「保育内容等アドバイスしてほしい」「子どもの様子を見てほしい」など担当している子どもについて具体的な助言（久保山ら, 2009）や、相談回数の増加、定期的な実施、早期の実施（真鍋, 2010）が挙げられている。しかし、現実には、巡回相談の回数は、多くて1園につき年数回程度であり、日本保育協会（2017）の調査によると、専門機関との連携については、調査対象園全体の97.5%の園が保健所・保健センターや発達支援センター、障害児施設などと何らかの連携を行っているものの、その頻度は民営保育所が公営保育所より低く、民営では特に支援を受けていない実態も明らかとなっている。

そもそも民営の施設への支援が十分とは言えない中、昨年からの新型コロナウイルス感染症流行により、筆者自身が支援を行っていた園においては、保護者以外の来園の見合わせが行われ、支援ができなくなったケースもあった。また、療育センター等専門機関に掛かっていた子どもが療育を受けることができなくなったケースも散見された。このように新型コロナウイルス感染症流行により園への訪問や専門機関との連携が困難となり、保育実践の場で特別な配慮を必要とする子どもへの保育に困難を抱えているケースもあるのではないかと推測される。一方で、園への訪問ができない中、電話相談で対応したり、Web会議システムを利用し情報を共有したケースもある。

そこで、本研究では、新型コロナウイルス感染症流行による巡回相談等、専門機関との連携における課題について明らかにすることを目的とする。さらに、コロナウイルス感染症流行により、教育現場等においても活用されてきたWeb会議システムを利用し、特別な配慮を必要とする子どもへの保育において支援者と保育者がどのように協働していくことができるか検討を行う。

（2）方法

1）調査方法：インタビュー調査

事前に質問項目をメールにて送付し回答を得た後、それをもとに聞き取りを行った。

2）調査対象

A 保育園園長・B 保育園園長（以下A・Bとする）

計2名

3）調査時期

20XX年6月

4）倫理的な配慮

関係者に口頭での承諾依頼、了承を取り付けたのち、プライバシーの保護に務め個人が特定できないように配慮した。

（3）結果

1）属性

①職位：A・Bとも園長

②年齢：A・Bとも40代

③保育者としての経験年数

A: 保育者としての経験なし、小学校教諭9年

B: 幼稚園教諭12年、幼稚園補助教諭2年、保育士2年、合計16年

2）障害児保育職務分野別研修について

①職務分野別リーダーの有無

A 園・B 園ともいない

②自らの研修受講の有無

A・Bともなし

③キャリアアップ研修での、WEB会議システムを利用した子ども支援・保護者支援等に関する研修内容の有無

A・Bともなし

3）特別な配慮を必要とする子どもの状況

①園内に障害児保育の対象となっている子ども

A 園・B 園ともいない

②障害児保育の対象ではないが特別な配慮が必要な子ども

A: 2名。

2名とも知的遅れはなく、他傷行為、多動、ルールが理解できにくいなど行動面での配慮が必要。

B: 6名。

自閉スペクトラム症、知的遅れ、愛着障害と思われる子どもなど行動面での配慮が必要。

4）特別な配慮を要する子どもを保育するにあたっての園外の他専門機関との連携

①連携の有無

A: 連携有

B: 連携無（昨年度まではあったが、現在は対象児がいないため）

②連携先

A: 療育センター

B: 療育センター・区の子育て支援課・園医

③連携の頻度

A: 年2回

B: 年2～3回程度（20XX-1年度）

④連携方法

A: 園訪問、担任との面談・場合により保護者も含めた情報交換

B:園訪問、電話で情報交換

⑤新型コロナウイルス感染症流行による連携への影響

A:訪問支援が中止になった。

B:療育センターに通園していた園児が、通園しなくなった。

⑥診断を受けている子どもに関し、他機関との連携でこれまで困難であったこと

A・Bとも対象児がない。

⑦診断を受けていない子どもに関し、他機関との連携でこれまで困難であったこと

A:保護者とは、子どもの状況を共有しているが、保護者の意向で専門機関受診には至っていない、あるいは一度受診しているかもしれないがその後、保護者と情報が共有できず、外部からの支援・連携に至らないこと。

地域療育等支援事業の施設支援で、障害児保育対象ではない子どもの様子でも見られているが、保護者の了解を得ていることが条件となっているため、了解を得られていないケースについては、個別の具体的な話をきくことができないこと。

B:診断を受けていないとどのような機関に相談したらよいか迷うこと。

保護者が受診する気持ちになっても、なかなか予約がとれず初診が何ヶ月も先になってしまうことで、その間に保護者の困り感や受診に対する気持ちが低下し受診に至らなくなってしまうこと。

園から保護者に子どもの状況を話し受診を勧める話をするが、我が子の実態を「個性」と捉え受診に至らないケースが多々あること。

5) 特別な配慮を要する子どもを保育するにあたっての園内での連携

① 園内に臨床発達心理士等専門的な資格などを取得している職員の有無

A・Bともなし

②障害児施設での勤務経験がある職員の有無

A・Bともなし

6) Web 会議システムを利用した他機関との連携

①Web 会議システムを利用した他機関との連携があった場合の利用について

A・Bとも利用してみたい

②利用してみたい理由

A:障害児保育に対する専門的知識を得ることへの期待。

B:具体的なアドバイスもらいたい。

個別対応してもらえるのであれば利用したい。

③Web 会議システムを利用した他機関との連携の場合の課題

A:対象児を直接見てもらうのが難しいこと。

具体的な手立てなど実際に見ることが困難なこと

から伝わりにくいのではないかと。保育者の困り感が支援者に伝わり、アドバイスとマッチングできればよい。WEB 会議に割く時間と得られる満足度がどのようなものかによるだろう。

B:対象児を連携先が知っているのであればスムーズにいくかもしれないが、全く知らない対象児を WEB で伝える難しさを感じる。

個人情報を守られるかという不安。

④Web 会議システムを利用した他機関との連携の場合の利点

A:移動時間が削減できること。また、施設支援の場合、事前に日程が設定されているため、園に訪問してもらっても当日、対象児が欠席ということもあるが、そのようなことを避けることができる。

B:新型コロナウイルス感染症流行下でも左右されずに支援が受けられる。電話だと一対一であるが、WEB だと複数で対応できるため、聞き間違いや聞き逃しがなくなること、また、その後の共有もしやすい。また、顔を見て話すことでより伝わりやすくなる。

(4) 考察

本研究の 1 つ目の目的は、新型コロナウイルス感染症流行による保育現場における特別な配慮を必要とする子どもに関して、専門機関との連携における課題について明らかにすることであった。予想通り、新型コロナウイルス感染防止のため園への訪問や、療育センター等の専門機関の外来療育受診が滞っていることが明らかとなった。今回は、2園のみの調査ではあるが、度重なる緊急事態宣言が発出される状況下にあることを考えると、このことは、ごく一部の園だけではなく、多くの園の実態であることが推察される。乳幼児期の子どもにとっての 1 年は、とても貴重な時間である。すでに 1 年以上、園訪問や外来受診が止まっていることは、子どもの発達支援に大きな影響を及ぼしていると考えられる。もちろん電話相談はなされているかと思うが、まだ新型コロナウイルス感染症の終息が見通せない状況を見ると、何らかの支援の在り方の検討が急務だと言える。

第 2 の目的は、上記の状況を踏まえ、訪問型ではない支援の在り方の検討である。新型コロナウイルス感染症流行により、教育現場等において Web 会議システムがさまざまに活用されてきている。そこで、Web 会議システムを利用した支援方法への期待と課題を明らかにすることであった。

本調査では、Web 会議システム利用による連携についての期待として、新型コロナウイルス感染症流行下であっても感染リスクに左右されることなく連携できること、移動時間の削減ができること、対面の場合は対象児が訪問日に欠席であると対応できないが、Web の場合は欠席であっても対応可能であること、複数で対応できるため

聞き間違いや聞き逃しがなくなることもまた、園内の保育者が複数で情報を共有することが利点として挙げられた。外部の支援者が、直接保育現場に出向くことが難しくとも、Web 会議システムを利用することによって、顔を合わせたの連携が可能となるものと思われる。さらに、担当保育者だけでなく複数の保育者が参加することも可能となり、園全体での共通理解にも繋がることが示唆された。

保育現場における乳幼児期の特別な配慮を必要とする子どもへの支援として「障害児等療育支援事業」や「保育所等訪問支援」があるが、訪問回数は、年1～2回と少なく、支援要請に応えるだけの専門機関の人的・時間的確保は容易ではない現状もある。そのことを踏まえると、もちろん、実際の保育現場を訪問し子どもや保育の現場を見ての連携は必要である。しかし、訪問のための移動時間に割かれる時間を Web 会議システムを利用した連携の時間に充てることも可能ではないだろうか。そして、これは、新型コロナウイルス感染症流行下だけでなく、今後、従来の訪問型の支援に加えて新たな支援方法になり得るのではないかと考える。また、専門機関が遠隔地にしかないような地域においても、有効な支援の手立てとなることも期待できる。

一方で、Web 会議システム利用の課題や懸念も指摘された。対象児を直接見ることができないため、特に新規の対象児の場合、子どもの様子を伝える際の難しさや、具体的な手立てなど実際に見ることができないことなどが課題として挙げられた。この点については、事前にビデオで対象児あるいは対象児に限らず保育場を撮影し、画面を通し共有することで対応することも可能であると考えられる。しかし、Web 会議システム利用についての懸念としても挙げられた個人情報の保護については当然、留意が必要である。実施にあたっては録画はしない、関係者のみの視聴など十分な説明と配慮が必要である。

また、連携にあたっては保護者の理解が必要である。しかし、障害児保育対象ではない子どもの場合は特に、保護者の理解を得ることが難しい場合も少なくない。今回の調査でも明らかとなったが、そもそも相談に繋げることに苦慮しているケースが保育現場において存在することは明白であろう。「保育所等訪問支援は連携仲介機能を期待されているが、個別（支援）給付であり保護者の我が子の障害・特性に対する受容が前提である。かたや個別支援前段階の行政独自の巡回相談等は、早期把握に有効だが、保護者の子どもの障害・特性受容がない場合が多く、具体的に動くことができない」（大曾根, 2016）との指摘もある。また、申請から実際の支援までに時間がかかり、制度として存在しているものの保育現場が支援を求めている時に、即座に支援に入れないなどの課題もある。

そこで、専門機関など外部からの支援だけに頼らず、園内での個別支援の基礎的なスキルを有する保育者の

育成が必要ではないかと考える。2017年に創設された保育士等キャリアアップ研修の職務分野別リーダー研修の一つに「障害児保育」がある。保育士等キャリアアップ研修ガイドライン（厚生労働省, 2017）には、研修対象者として、「保育所等（子ども・子育て支援法に基づく特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業をいう。以下同じ。）の保育現場において、それぞれの専門分野に関してリーダー的な役割を担う者（当該役割を担うことが見込まれる者を含む。）」と記載されている。

「障害児保育」研修には、実際どのような保育者が受講しているのだろうか。筆者もこれまで同研修を何度か担当したが、中には、新任の保育者も見受けられた。また、今回の調査でもそうであったが、障害のある子どもを担当しているから、あるいは個人の学びのためという理由での受講もみられた。では、そのような受講者は研修受講後、園でのどのような役割を担っているのだろうか。

今回 B 園では、職務分野別リーダー研修「障害児保育」修了者はいなかったが、園独自に障害児保育に関する担当者を配置し、その保育者が支援についての学びを深め、障害児保育に関し外部とのコーディネートや書類作成、園内での支援にあたるなど中心的役割を担っていた。このように、今後、特別な配慮を必要とする子どもの保育において「障害児保育」研修を修了した保育者が障害児保育のリーダーとして、外部の支援者と協働して特別な配慮を必要とする子どもの保育にあたっていくことも肝要であると考えられる。

今回の調査で、新型コロナウイルス感染症流行による保育現場における特別な配慮を必要とする子どもへの支援が滞っていることが明らかとなった一方、新型コロナウイルス感染症流行により広まった Web 会議システムを利用した支援の実施の可能性や有用性も見出された。今後、実際に Web 会議システムを用いた支援を実施し、その有効性についても明らかとしていきたい。さらに、職務分野別リーダー研修「障害児保育」修了者等、園内で特別な配慮を必要とする子どもの保育を行う上で、中心的役割を担う保育者と連携した支援の実施も検討していきたい。

引用・参考文献

- 片岡基明(2016). コンサルテーションとしての保育所・幼稚園での巡回相談に関する研究動向. 京都女子大学発達教育学部紀要, 12, 41-47.
- 厚生労働省(2018). 保育所保育指針解説.
- 厚生労働省(2017). 保育士等キャリアアップ研修ガイドライン.
- 久保山茂樹・齊藤由美子・西牧謙吾・當島茂登・藤井茂樹・滝川国芳(2009). 「気になる子ども」「気になる保護者」についての保育者の意識と対応に関する調査—幼稚園・保育所への機関支援で踏ま

- えるべき視点の提言―. 国立特別支援教育総合研究所 研究紀要, 36, 55-76.
- 真鍋 健(2010). 障害のある幼児に関する保育所巡回相談の評価―市における保育者と保育コーディネーターへの質問紙調査より―. 幼年教育研究年報, 32, 43-52.
- 文部科学省(2018). 幼稚園教育要領解説.
- 日本保育協会(2017). 保育所における障害児やいわゆる「気になる子」等の受け入れ実態, 障害児保育等のその支援の内容, 居宅訪問型保育の利用実態に関する調査研究報告書.
- 笹森洋樹・後上鐵夫・久保山茂樹・小林倫代・廣瀬由美子・澤田真弓・藤井茂樹(2010). 発達障害のある子どもへの早期発見・早期支援の現状と課題. 国立特別支援教育総合研究所研究紀要, 37, 3-15.
- 大曾根邦彦(2016). こども 支援困難な発達障害児に対する多機関連携支援事例 : 社会・生活モデル支援の核としての福祉支援. 社会事業研究, 55, 42-44.
- 全国保育協議会(2016). 全国保育協議会会員の実態調査報告書.

謝辞

本報告の作成にあたり, A 保育園園長先生, B 保育園園長先生から掲載許可を快くいただくとともに, たくさんの情報を提供していただきました。厚くお礼申し上げます。

¹ 大阪府私立幼稚園連盟が2003年に開始した事業で, 資格を持ったカウンセラーが保護者へのカウンセリング及び教員への指導助言相談を行うもの。